

事務連絡
令和2年1月17日

各都道府県地方創生担当部局
各都道府県市町村担当部局 御中
各政令指定都市地方創生担当部局

令和2年度地方大学・地域産業創生交付金に係る申請等について
【新規申請分（新たな申請枠）】

内閣府地方創生推進事務局

平素より、地方創生の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方大学・地域産業創生交付金（以下「本交付金」という。）は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画（以下「計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第11条の規定により国が交付する交付金として、令和2年度当初予算においては72.5億円（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金（22.5億円）及び地方創生推進交付金活用分（50億円）の合計）を計上しています。

令和2年度については、通常の申請枠（「令和2年1月17日付事務連絡 令和2年度地方大学・地域産業創生交付金に係る申請等について【新規申請分（通常の申請枠）】」参照）に加えて約半年をかけて有識者で構成される「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）・内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という。）等による実施計画の作成支援を行う「新たな申請枠」（以下「本申請枠」という。）を設けますので、下記の内容を御確認の上、応募を御検討ください。

本申請枠は、現状では実施計画に係る検討が十分には進んでいないものの、地域の特色ある産業クラスターや大学改革にポテンシャルがあり、今後の展開に期待ができる計画について、評価委員会による評価等を経て実施計画の作成を支援するものです。本申請枠への応募を御検討されている場合は事前相談を受け付けておりますので、実施計画案の練度に依らず事務局まで前広に御相談いただければと考えております。

なお、通常の申請枠に応募される場合は、重複して本申請枠への応募はできません。また、実施計画が最終的に認定された場合、交付金の交付は令和3年度からとなる点御留意ください。

また、各都道府県市町村担当部局におかれましては、管内の市町村にも本件についてお知らせいただきますようお願いいたします。なお、本件について、市町村からの事前相談や申請等は、事務局が直接受け付けることとしております（地方創生推進交付金等と異なり、都道府

県を介していただく必要はありません)。ただし、都道府県及び市町村が同一の区域を含んだ各々の計画を別に策定する場合に必要な調整を行うため、当該市町村は計画の策定及び申請に当たり、当該都道府県と適宜情報の共有を図るなどして御対応いただきますようお願いいたします。

記

I. スケジュールについて

計画の認定及び本交付金の交付の決定までのスケジュールは、下表のとおりです（今後、変更する可能性もあります）。各プロセスの手續等に係る詳細は、Ⅲ以降を御参照ください。

事前相談受付期間	令和2年1月17日（金）～4月7日（火） （面談での相談は、原則4月10日（金）までに実施。 メールでの相談は、原則4月14日（火）までに回答。）
実施計画案の説明資料の提出受付期間	4月13日（月）～4月17日（金）12時
第一次審査期間 （評価委員会による評価を含む）	4月中旬～5月下旬頃 （書面評価：4月中旬～5月中旬頃） （面接評価：5月中下旬頃）
第一次審査結果内示	5月下旬頃
計画作成支援	5月下旬頃～10月下旬頃
実施計画の提出受付期間	10月下旬頃
本審査期間	11月頃
本審査結果の内示、法に基づく計画の提出受付期間	12月頃
計画認定及び交付決定	令和3年4月

※実施計画等の正式提出の日程については、第一次審査を通過した地方公共団体に対して改めてお知らせします。また、法に基づく計画提出の日程については、内示後に採択候補となった地方公共団体に対して改めてお知らせします。

※第一次審査の通過は、最終的な計画認定を保証するものではありません。計画作成支援期間及び本審査において、計画の練度が十分でないと判断された場合は不採択となりますので御留意ください。

II. 事前相談について

本申請枠への応募を御検討されている場合は事務局への事前相談が必須となります。事前相談がない場合は、申請を受け付けられませんので御留意ください。事前相談受付期間は、令和2年1月17日（金）から4月7日（火）までとします。事前相談は、面談又はメールにより、以下の要領で実施します。受付期間以降に申し込まれたものについては、対応できませんので、お早めに御連絡ください。なお、面談、メールいずれも御相談の回数の制限はあ

りません。

○面談（TV会議による面談を含む）での事前相談について

- ・受付期間 : 令和2年1月17日（金）～4月7日（火）
- ・実施期間 : 令和2年1月22日（水）～4月10日（金）
各10時～12時、13時～18時
- ・場所 : 【事務局に來訪いただく場合】中央合同庁舎8号館7階 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内（東京都千代田区永田町1-6-1）
- ・形式 : 個別面談形式（30分～1時間程度。関係資料を持参又は送付ください。）
※事前相談時に、申請資料が全て揃っている必要はありません。
- ・申込方法 : 下記問合せ先のメールアドレスに、希望形式（事務局での面談又はTV会議）、対応可能な時間帯、御連絡先及び御参加予定者を御登録ください（複数の時間帯を御登録ください。また、可能な限り大学や産業界の御担当者も御同席願います）。
- ・申込締切り : 面談希望日（最も早い日程）の3営業日前（申込を受け付け次第、随時、面談日時を御連絡します）。ただし、先約で埋まっている場合は対応できません（メールでの対応となります）ので、お早めにお申込みください。
- ・備考 : 当事務局が委託する専門調査機関（以下「調査機関」という。）の担当者が同席する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
TV会議は、Skype for Businessにより実施します（Webブラウザが使用できる環境であれば、専用のソフトウェア等は基本的に不要です）。

○メールでの事前相談について

- ・受付期間 : 令和2年1月17日（金）～4月7日（火）
- ・回答期間 : 原則として、4月14日（火）までに随時回答します。
- ・申込方法 : 下記問合せ先のメールアドレスに、具体の相談・質問事項をお送りください（可能な限り、関係資料を添付ください）。
- ・備考 : 回答等に当たり、調査機関へ資料等を提供する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、個別の計画等の審査は、審査期間において、評価委員会による複層的な評価を踏まえ実施しますので、事前相談において、採択等の可否についてお答えすることはできません。あくまで制度に関する御質問への回答や、御検討内容に関する助言等をお伝えする場としてお考えください。

Ⅲ. 実施計画案の説明資料の提出について

実施計画案の説明資料については、いずれも **令和2年4月13日（月）から4月17日（金）12時まで**に提出を受け付けます。

期限後に提出された場合には一切受け付けることができませんので御留意ください。

○提出資料について

別紙「令和2年度地方大学・地域産業創生交付金 説明資料（新たな申請枠）」（以下、「別紙」という）にて資料を作成・提出ください。また、事業責任者、中心研究者、トップレベル研究者等を含む事業の推進体制や事業の実施内容等については、今後、評価委員会・事務局との協議事項となりますことを御留意の上、作成ください。

事務局からの依頼の無い限り、その他の資料については添付しないようお願いします。

○提出方法について

下記メールアドレスへの電子メールによる受付のみとさせていただきます。

〔メール送付先〕

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当
sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp

〔ファイル名〕

提出に当たっては、別紙を PDF 形式にした上で、ファイルの名称は「地方公共団体名＋説明資料（新たな申請枠）」とし、メール送信ください。

IV. 第一次審査について

評価委員会においては、書面評価、面接評価（プレゼンテーション）を行い、計画作成支援を行うかどうかの第一次審査を実施します。なお、評価委員会における評価に先立ち、調査機関において、各地域の申請内容等に関して、専門的観点からの調査を実施することとしています。当該調査機関は、各地域の計画の妥当性等に関する所見を作成し、これを評価委員会における評価の補助資料とする予定です。

○書面評価について

4月中旬～5月中旬頃に実施する予定です。申請内容等について、評価委員会の委員による書面評価を行います。申請多数の場合は、書面評価の結果を踏まえ、面接評価を行うものの数を限定する場合があります。

○面接評価について

書面評価の実施後、**5月中下旬頃において、各地域 30分から1時間程度、面接評価を実施する予定**です。面接評価は、東京都千代田区周辺において、評価委員会が実施します（事務局及び調査機関の担当者等も同席します）。日程調整及び面接評価の進め方の詳細については、追って対象となる地方公共団体にお知らせします。

○評価結果の公表について

評価結果については、第一次審査後に応募件数並びに通過件数を、本審査後に採択件数及び採択地方公共団体名について公表します。

※審査の過程において、必要に応じて、事務局又は調査機関から、追加の資料の御提出等を

願いする場合もありますので、可能な限り御対応いただきますようお願いいたします。

※評価委員会は毎年度設置することとしており、外部からの働きかけを防ぎ、公平・公正な立場から評価いただくため、令和2年度の交付決定までは委員名を非公表とする予定です。なお、委員名を非公表としている間に、審査を通じ、申請団体又はその関係者が何らかの形で個別の委員名を知ることとなった場合においても、委員への働きかけはお控えください。

※第一次審査を通過した地方公共団体に対しては、評価委員会・事務局等が計画作成支援を行い、年末に正式な計画認定・交付決定に係る本審査を実施します。本審査における審査プロセスは、日程を除き通常の申請枠と同様となりますので、通常の申請枠の事務連絡（令和2年1月17日付事務連絡 令和2年度地方大学・地域産業創生交付金に係る申請等について【新規申請分（通常の申請枠）】）を御覧ください。日程詳細については、追って対象となる地方公共団体にお知らせします。

V. 審査の観点について

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針（平成30年6月1日内閣総理大臣決定）」に定める基準を現時点でどの程度満たしているかということ、地域としての「本計画上の課題」を適切に認識できているか、今後計画作成支援を行った際にどの程度レベルアップを期待ができるかといった観点を中心に審査をします。計画作成にあたっては以下の観点を中心に御検討ください。

- ・ 事業が世界レベルのものを目指しており、「産学官金」の連携で地域に特色ある産業クラスターができるか
- ・ その上で、特色ある大学づくりと地元の若者の雇用創出が期待できるか
- ・ その中で、中核となる企業が将来の自らのビジネスとして相応のリスクをとって大学や地域の中小企業を引っ張っているか
- ・ 事業で強化する大学の研究機能が明確であり、人材面・予算面で将来の自立性が明確になっているか
- ・ 事業を推進する責任者が明確になっていて本気度がどうか

VI. 計画の認定及び本交付金の交付決定について

計画認定及び交付決定は、令和3年4月の予定です。交付決定の内示は、12月中となる予定です。採択候補となった地方公共団体については、法に基づく計画を提出いただきます。法に基づく計画の提出及び本交付金の交付申請等に係る手続の詳細については、対象となる地方公共団体に対して改めてお知らせします。

<問い合わせ先>

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

メール：sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp

電話：03-6257-1405

担当：矢野、吉元、宍戸、片貝

※本件に関する問合せや、事前相談の申込み等については、情報、回答の統一的整理のため、原則として、メールで御連絡いただきますようお願いいたします。

※メールを受信した旨は、原則として、翌営業日までにお知らせします。翌営業日までに受信の連絡が無い場合は、必ず事務局に御確認ください。